

介護予防・日常生活支援総合事業 短期集中型通所介護（通所型サービスC）について

Q&A

	Q	A
Q1	20人定員の通所介護と一体型で行う場面では、空き定員が利用者定員となるのか？	本事業を他サービスと一体型で行う場合、施設の定員に余剰がある場合にその余剰分を上限として実施できます。（人員基準違反とならないようにご注意ください。）
Q2	利用者と事業所間での契約は必要か？	契約は必要です。
Q3	本事業の送迎は必須か？	送迎は片道ごとの加算として算定できる事業内容ですので、利用者が自分で通うことを選択された場合、送迎を行う必要はありません。
Q4	現在、認定等持っていないが事業所に通ってみたいという人から事業所に直接相談があった場合にこの事業をすすめてよいか。	事業所に御自分の体の状況に心配なことがあるといった相談があった方には、まず、地域包括支援センターを紹介してください。地域包括支援センター職員と面談し、本事業の利用が必要とアセスメント及び基本チェックリストにより事業対象者と認定された人が本事業対象者となります。
Q5	現在行っている通所型サービスAの運営規程に、追加する形で本事業の運営規程を作成してよいか。	本事業のみで運営規程を作成していただくことが望ましいと考えますが、必須ではありません。ただし、通所介護相当事業とは独立して運営規定を作成してください。
Q6	訪問指導を実施できるリハビリ職が事業所にいない場合は指定をとることができないか。	訪問指導部分については、委託が可能としています。ただし、通所計画を作成する際には、訪問指導を行うリハビリ職と協同して作成し、機能訓練のモニタリングの結果に対し、訪問指導を行ったリハビリ職から助言を受けられる体制をとってください。